

「冬季の省エネルギー対策について」及び「省エネルギー国民運動の強化について」
実施状況の概要

平成 20 年 5 月 26 日
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
経済産業省資源エネルギー庁

1. 平成 19 年 11 月 29 日、省エネルギー・省資源対策推進会議が決定した「冬季の省エネルギー対策について」及び「省エネルギー国民運動の強化について」の実施状況を調査した結果、各府省庁においては、自らの決定事項の各項目に従った省エネルギー実践に取り組むとともに、本対策を政府関係機関等に周知し、また、独自の広報にも取り組んだことが明らかになった。
2. 各府省庁自らの省エネルギー対策については、全ての府省庁において、内部部局に周知徹底を図っており、本対策における省エネルギー対策をほぼ実施した結果、「自動車等燃料」のエネルギー使用量が前年を下回った。しかし、庁舎等の移転による床面積の増加や寒波等の影響により「電気」、「ガス」のエネルギー使用量は前年を上回った。
3. 外部への周知状況については、各府省庁から、政府関係機関、関係団体等に対し周知文書の発出等を行い、「冬季の省エネルギー対策について」（周知先：12, 413 件）及び「省エネルギー国民運動の強化について」（12, 554 件）の周知徹底を図った。
地方公共団体に関しては、47 都道府県に対し周知文書を発出して「冬季の省エネルギー対策について」及び「省エネルギー国民運動の強化について」の周知徹底を図り、都道府県からは、それぞれ市町村や地方公共団体の関係する団体に対し周知徹底を図った（周知先：2, 891 件）。
4. また、各府省庁においては、12～3 月にテレビ、ラジオ、新聞、ポスター、ホームページ等を利用した広報を実施した。